

## 令和3年度

### 第12回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和4年3月7日(月) 午後1時30分～午後2時41分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(4月1日公告)の決定について

議案第3号 非農地証明申請について

議案第4号 令和4年度標準農作業料金等について

議案第5号 農地法関係の各種様式の押印欄の廃止について

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	植木 登夫	○		13	明賀 美伸	○	
2	原田 實夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	堀江 唯雄	○		15	柳生 卓三	○	
4	木村 英宗	○		16	高坂 勝博	○	
5	三吉 和宏	○		17	金本 篤子	○	
6	増谷 克則	○		18	前田 憲二	○	
7	入谷 弘之	○		19	道下 和子	○	
8	財間 敏行	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢		○	21	天根 公昭		○
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	宮崎 讓	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦		○	出張所長	麻尾 浩祥		○
係長	中村 征巳	○		主任	小田 正儀	○	
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主事	辻田 成美	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主任	藤原 直人	○	
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主任	細川 美加		○	出張所長	小田 雅平		○
				主任	桑原 惣		○
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	中島 智治		○	出張所長	佐々木 敏也		○
主事	宮永 竣介	○		主事	荻原 綾乃		○

係長	<p>ただ今より、令和3年度第12回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分)</p> <p>本日は21番の天根委員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>また、黒木事務局長は、市長ヒアリングのため欠席となっております。</p> <p>それでは、道下会長より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長を務めていただきます。</p> <p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、会議を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は22名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。</p>
議長	<p>続きまして本日の議事録署名者を指名させていただきます。7番入谷委員さん、8番財間委員さん、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について上程いたします。</p> <p>受付番号50から58の9件について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ここで皆様からご質疑・ご意見を受け付けます。何かございますか。</p>
5番三吉委員	<p>受付番号58について、双方合意により売買とあるが譲渡人がどのような理由で渡して、譲受人はどのような理由で規模拡大をしたいのか分かれば教えてほしい。</p> <p>今度からは理由も資料に載せるようにしてほしい。</p>
事務局員 (高野出張所)	<p>理由といたしましては、元々譲受人が該当の農地を利用権設定されておまして、この度利用権を設定するのではなく、貰ってほしいとのことで3条の許可申請を出されました。</p> <p>記載について、今度から気を付けます。</p>
20番島津委員	<p>譲受人は体が丈夫でなく、時々帰ってきて墓の掃除をしたりする程度で、農業はしておられませんでした。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p>

議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農地法第3条の規定による許可申請」について、受付番号 50 から 58 の9件を一括で採決したいと思います。これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは受付番号 50 から 58 について申請の通り許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号「農用地利用集積計画(4月1日公告)の決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和4年2月期の申し込み分については、「令和4年4月1日公告 利用権設定内訳」のとおりです。</p> <p>今回は利用権設定(一般分)が合計 50 件、292,088 m<sup>2</sup>、利用権設定(移転分)が合計 4 件、24,909.91 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。しばらく資料にお目通しください。</p> <p>ここで何かご質疑・ご意見等ございますか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>それでは、ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「農用地利用集積計画の決定」について提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第3号「非農地証明申請」について上程いたします。</p> <p>受付番号 45、46 の2件について、事務局からの説明をお願いします。</p>
事務局員 (東城出張所)	<p>(説明 以下 概要)</p> <p>受付番号 45</p>

	<p>位置等：説明資料 12・13 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成 5 年に屋根工事業を経営するにあたり、倉庫を建設した。現在も倉庫として利用している。</p> <p>現地確認：現地は建物が建っており、地面も舗装してあるため、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p> <p>その他：顛末書の添付あり</p>
<p>事務局員 (口和出張所)</p>	<p>受付番号 46</p> <p>位置等：説明資料 14・15 ページに記載</p> <p>潰廃事由：平成元年 4 月頃、1 筆内に田が複数枚分かれており、地形的にトラクター等の耕作機械での作業ができず、体も不自由なため田としての管理が困難となり、林地化した。</p> <p>現地確認：現地は山林となっており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様からご質疑等がございますか。</p>
<p>議長</p>	<p>受付番号 45 について、地図(説明資料 13 ページ)に載っている(有)十申瓦商会と所有者の関係は何かあるのか。</p>
<p>16 番高坂委員</p>	<p>申請者の主人が瓦商会の元社長で現在は亡くなられて申請者の名義となった。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>ないようですので採決に移らせていただきます。</p> <p>「非農地証明申請」について受付番号 45、46 の 2 件を一括で採決をしたいと思いますが、これにご異議はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、受付番号 29 から 36 の 8 件について申請の通り証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、決定されました。</p>

議長	<p>続きまして、議案第4号「令和4年度標準農作業料金等」について上程いたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>令和3年度のものとの変更点につきましては、農作業賃金を880円から900円に額を変更しております。</p> <p>これは、広島県の最低賃金が、令和3年10月1日から時給額899円に改定されたことに伴うものです。</p> <p>変更点については以上でございます。</p> <p>米の値段が下落しているため、作業料金も下げたほうがよいのではとのご意見もありましたが、近隣の三次市農業委員会も料金を据置しており、役員会でも原案での総会提案となりました。</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>皆様の方から何かご意見はございませんか。</p> <p>(なしという声)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に移らせていただきます。</p> <p>議案第4号「令和4年度標準農作業料金等」について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>挙手全員、承認されました。</p>
議長	<p>続きまして、議案第5号「農地法関係の各種様式の押印欄の廃止」について上程いたします。</p>
事務局員 (本庁)	<p>(説明 以下概要)</p> <p>提案理由：令和3年7月30日付けで広島県の「農地法関係事務処理ガイドライン」の様式について押印欄を廃止したため、本会もそれに準じる扱いとする。</p> <p>押印欄を廃止する農地法関係申請等書類：議案5、6ページに記載</p> <p>適用開始日：令和4年4月18日受付分から</p> <p>周知方法：行政回覧</p> <p>留意すべき事項：「文書作成者の真正性」等の確認</p>
議長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>三吉委員さん、何か付け足すことや注意点はありますか。</p>
5番三吉委員	<p>今までは押印があれば形式的に本人意思が確認されるとしていた。</p>

	特に農業委員会の書類の中で権利の移動に伴うものについての確認については、今までより煩雑になる。本人が窓口へ持ってこられる場合はいいが、本人ではなく代理で業者らが持ってこられる場合は、本人にとって電話確認など煩雑になるので、苦情が出ることもあるかと思う。
議長	他に皆様からご質問等はありませんか。
議長	書類として、どのように本人確認をしたかの記録を残す必要があるかと思います。
議長	他にありませんか。
	(なしという声)
議長	それでは、採決に移ります。 議案第5号「農地法関係の各種様式の押印欄の廃止」について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。 挙手全員、承認されました。
議長	以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議をすべて終了いたします。
議長	続いて、会長報告です。 ・2月8日 農業委員・農地利用最適化推進委員研修会 ・17日 女性協議会 三役会議 ・22日 ウーマンネット広島 役員会 ・農業再生協議会 臨時総会 について報告を行った。
議長	引き続き「その他」について事務局の説明を求めます。
事務局員 (本庁)	(その他事項について資料にて説明) ・第10回役員会 ・農業委員・農地利用最適化推進委員研修会 ・農業者年金新規加入者 ・推進委員の応募状況 ・今後の主な日程 について報告を行った。

議長	皆様から他に何かございますか。
堀江委員	・恵みの大地 冬号 について報告を行った。
議長	他にございませんか。  (なしという声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第12回農業委員会総会を閉会といたします。(午後2時41分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和4年3月7日

議長  
(道下 和子) \_\_\_\_\_

7番委員  
(入谷 弘之) \_\_\_\_\_

8番委員  
(財間 敏行) \_\_\_\_\_